

私の会社訴訟構想と新会社法

——閻宇氏の修士論文講評に代えて——

石田宣孝

國土館法學第39号（2007.12.）

I 平成一七年の商法改正は、明治三二年の商法典（以下旧商法という）から会社法を独立させ、株式ないし持分を法人の法的（財産的・非財産的主張）単位に特化し（ドイツでは株式法といい、フランスでは会社法という）、コープレイト・ガバナンス（一般的に企業統治というが、アメリカで使われる場合は片仮名のままにする）を属人的（合名・合资・合同会社の三種を持分会社と区分けし、株式会社とは異なる構造のもとに置く）会社ばかりでなく投資事業有限組合契約法（平成一〇年法九〇）が設立する組合にも会社法の商号、登記、組合員の職務代行とくにガバナンス（監視）が求められる清算人の規定にまで効力を及ぼした。改正が意図した一方の現代語化は、法人・組合の法的性格に解釈をともなう法人論（例えば法人に対する過度の信頼や租税回避の方法としての議論）や株主の会社に対する権利（株式の性質・社員権論）といった言葉の困難を克服（公權的判断が加わる税務訴訟においても法人論の一人歩きは問題をかえって複雑にすることを注（24）で後述する）し、法律をかえての株式会社間の大小区分を止め、あらゆる商事（商行為・この法体系は商法典に一部現代語化されたところはあるが、そのまま残っている）をおこなう企業主体を企業統治のもとに統一しようとする。商法以外の公權的色彩をもつた法律・平成一八年法人税法の

改正は、対価としての新株予約権の費用項目を五四条に新設したが從来の考え方を顕在化したに過ぎないとする考え方もあり、目的の異なる会社・法人税両法の対価報酬をめぐる理解の調整は依然としてついていない。むしろ、アメリカにおける会社役員への高額報酬が從来の法人課税の実態を見直す（法人税法は連邦法・会社法は州法だが証券取引法は連邦法により発達したが、州法がこれを追従し両法の境界があいまいになりつつある。）時期を迎えるとしている。こういう意味でコーポレイト・ガバナンス原則の影響をアメリカ税制が受けているといった状況が窺われる。

II 修士論文指導に企業支配という言葉を掲げることを指示したのは、わが国で從前から商法学者が使ってきた株式会社支配や会社支配といった論争に新しい切り口を入れることを求めたものであった。古典的会社支配觀と最近の企業統治論の融合という観点から新株予約権という新会社法に組込まれた事象を通じて、理論を開拓することという目標を定めた。タイトルは『企業支配と新株予約権について—新株予約権差止請求権の検討』であった。それは、私自身のテーマでもある会社訴訟に関わるものであり、論文の展開は、極近の先端をゆく学者の発する時代の急転換期の状況を捉え、それに対する論理難解な文献を精緻に読み込んだ素晴らしい出来ばえを示した。しかし、この時期を迎えるに至って、私が歩んできた研究の経緯について何も話さなかつたことに気がついた。私の構想を確認する意味で、この論考を残す。

III 一九八〇年代アメリカで検討され、世界的に広まった、企業統治の議論は、株主主権⁽⁴⁾と相対する論理すなわち、株主以外の従業員を含むステイクホールダー（企業に連なる利害関係者）・カンパニー論を齎らせた。ただ、法体系上わが国の商法は、一九五〇年のアメリカ法を引継いだ株主主権の法構造を崩していない。ステイクホールダー論に

よる企業統治を実行するドイツにおいても投資家保護改善法—インサイダー取引等EU指令の国内法化—しようとして、投資者モデル手続導入法というアメリカの集団訴訟を導入しようとすると二〇〇一年のコード・ペリート・ガバナンス政府委員会の意見が見られる。これ等の動向は別の形で二〇〇四年、会計と監査に関する三つの法律を成立させて、企業統治を展開させている。⁽⁵⁾もちろん、わが国の会社機関の根幹は、ドイツやフランスのような株主以外の利害関係人を介在させ株主総会そのものを監視したりする機関構造は持たないが、株主総会が会社の重大な意思決定（決議）の瑕疵を争う請求権（訴訟）制度を会社法機関構造の中にドイツと同じようにもつてている。ドイツもまた、先の政府委員会が株主総会決議取消の現代化のための法律（改良）を検討していることを伝えている。企業統治をめぐり、世界は、法の仕組を企業不祥事の監視という共通のテーマで考えはじめている。

ただ、法体系上は、わが国の会社は株主を表す der Aktionär や株式を表す die Aktie ヒローマ・ラテンの訴権なし請求権 *actio*との繋がりが強いと考える。ドイツでは、株式法という法典名を維持し、戦後の立法改正で議論された企業法、企業組織法という名称に変更していない。ただし、労働者が会社の決定に参加する共同決定法の存在があるのは、たゞそその規定の違憲性が問題になつたとしても、わが国における会社法とは異質な体系を持つといえよう。近代国家の前提是、あつい人権の保護ばかりでなく、同じ構成員である団体（コード・ペリート・ガバナンス）の秩序に対しても機関という仕組みでそれを維持する自然法的発想（三権分立）から生まれた基本構造をもつ。つまり、何らかの目的で団体の構成員が集まり（立法機関）、その方向性を実行する者（行政機関）、その実行を監視する者（司法機関）が鼎立する法構造を用いるのである。それが企業統治に繋がるとすれば、株主主権論（アメリカにおける経営者論やわが国の株式社員権論ではなく）は、法体系上会社法の重要な単位（企業主体）を構成する。わが国的新会社法の体系は、アメリカ的コード・ペリート・ガバナンスの下にあるといってよいが、同時にドイツ的な法人の機関構造（株

主総会)を法体系の一部に置き、否この機関を通じて商事(商行為)の運営をおこなっている。アメリカの会社法制(州会社法及びABAモデルならびにALIのコーポレイト・ガバナンス原則を指す)が強力な執行機関主導の仕組を持つことは事実であるが、株主総会という機関も勿論存在する。しかし、そこでの決定が会社行動の最終的なものとなる機能を果たしてはいない。アメリカにおいても、会社訴訟事件において株主総会の決議を無効とする請求が裁判所に提起されることがあるが、それがコーポレイト・ガバナンスのための請求権(判例法たる会社法が認められる権利ではない)と認められないだけである。

株主総会や取締役会、役員という機関はどの国の会社法にも必ずある。会社内に監査機関をもたないアメリカでも会社法とは別途⁽⁸⁾の証券取引法によってコーポレイト・ガバナンスを補っている。株主代表訴訟は機関ではないが、アメリカ会社法の重大な要素の一つである。集団訴訟という株主以外の証券取引の利害関係人(が多数当事者となつて)に対しても利益を救済する方法をもつが、その仕組みは間接訴訟⁽¹⁰⁾という意味で、英米において長い伝統をもつた株主代表訴訟と起源を等しくするものである。この意味でアメリカは、ドイツやフランスの機関を通じての企業統治の仕組をもっていないわけである。

IV 近時発生した、新株予約権発行問題をめぐる、日本放送とライブドアおよび同種のニレコ事件⁽¹¹⁾を比較する中で、その判断を検証し、新会社法がこれらとどう関わっているかという点にも触れてもうった。旧商法は会社法以前から、アメリカ的企業組織再編(企業買収の基準)に積極的な規定を置き、これが新法に引継がれた。新会社法は、株式の発行(設立時・新株発行時を含む)について、講評論文の主題新株予約権の発行について分離の規定(第三章、四章)編成を組む。旧商法下での裁判所の姿勢は会社内部の紛争に口だしすることには消極的であり、株主の新株発行

を差止める請求が肯定されることは稀であった。⁽¹³⁾ わが国の旧商法は、取引安全保護のもとに、保護の対象を広く会社のあらゆる決定ないし（行為）総会決議に対する救済⁽¹⁴⁾を設けている。しかし、ドイツ的とアメリカ的救済とでは若干の違いはあるが、一般に紛争の解決に消極的であり、決議の瑕疵を争う訴訟も、またこの異別の救済（差止請求）もなかなかこれを認めないと、わが国では理解されてきた。アメリカのコーポレイト・ガバナンスにおける代表訴訟による救済にも同様な傾向があることについて検討したことがある。⁽¹⁵⁾ くわえて、アメリカにおいては、経営者がおこなう取引は、コーポレイト・ガバナンスのもう一つの要件であるビジネス・ジャッジメント・ルール⁽¹⁶⁾の下にあり経営執行者の会社支配権は、手厚い保護を受ける。しかし、そのアメリカにおいてもコーポレイト・ガバナンスの理想型とされてきた大企業エンロンの証券取引の不祥事（二〇〇一年一二月）をめぐり経営者支配の企業体制を監視する政府の構想は、会社法立法（ハード・ロー）の枠を超えた企業改革法や、定款自治等（ソフト・ロー）による内部統制システムの充実を促しつつある。取引安全保護という古典的命題と、誰が会社を支配すべきかという双方の命題が絡んだ紛争であるとしてもどちらに決すべきかを判断するのは裁判所でしかない。両者の命題中、前者には株主以外の第三者すなわちストライクホールダーの利益を斟酌する問題が介在するからである。その判断には前述のコーポレート・リテラーショントを超えた、新しいもの（連邦法たるサーベンス・オクスレイ法）が必要であり、その方法を引き継ぐわが国の対応は、金融商品取引法（平成二〇〇年四月以降施行）によっておこなうが、財務報告に会計上の誤りがある場合に限定するのが、現状である。両国の証券取引規制には会社法との連絡においてかなりの隔たりがあり、わが国の証券取引規制の強化が求められる。株主権がアメリカから消えることはない。ただ、こういった問題の解決に対するわが国の裁判所の対応は、アメリカの対応と似た形をとるようになる。しかし、両国の会社法の法構造上の違いは、裁判制度の違いと絡みかなり複雑である。

V 前示二事件の、株主の請求に対する決定に、わが国の裁判所は極めて積極的であった⁽¹⁹⁾。株主には、投資的な者と投機的な者がいる。両者を法は区別できない。会社支配権の争奪でどちらを適格者とするかは裁判所にとり困難な仕事であるが、求められた請求は会社の行為を先ず止める仮の行為であり、終局的なものではない。訴訟と請求の違いが両者にはある。新株予約権の発行を先ず止める必要は、発行されてしまうことによって、多くのステイクホールダーに影響が及ぶことである。差止には取引安全保護と同じ効果が期待できる。前者の決定で、ステイクホールダーの利益を守るための法（証券取引法）が掲げる要件を債権者（請求権者）が充たしているか否かは、発行を止める要素でありながら、前者の決定時、証券取引法にその要件を充たす規定（債権者—原告とはいわないが、立会い外取引によって取得した株式による請求でなされたものであった）がなかった⁽²⁰⁾。それゆえ、差止が認められた。しかし、後者の事件の決定には、通商産業省、法務省による『企業価値・株主共通の利益の保護又は向上のための買収防衛策に関する方針』が、原審決定の五日前（平成一七年五月二七日）に示されたことによることが根拠になつていてることが想像されるとして、判例研究がある。両決定の企業買収（会社支配）の是非をめぐる判断の基準は同様に差止を肯定するが基準は明らかに異なる。新株予約権は、権利をもつ者の権利行使によつて初めて発行がおこなわれるフューチャーズライト（将来権・形成権のごときもの）であるのに比べ、新株発行は発行されてしまえば取引の安全ひいては市場の秩序維持が保たれなくなり不安が前面に出てくる。将来権は直ちに会社資本の額を増加させることに繋がらない。それゆえ発行を差止めるか、それを無効とするかを慎重に判断しなければならない。言葉は同じ新株であつても、紛争の救済（請求）にかける規定には大きな違いを新会社法はもつこととなつた。すなわち、平成一三年一月商法改正後の規定には違法または不公正な発行は差止事由となるが、新株予約権の発行に資金調達の必要はないと理

解すべきであり、支配権の争いがあるような場合になされる新株予約権の特定者への発行が不公正に当たるか否かは、具体的に事例ごとに判断するしかない。⁽²²⁾ それゆえ、新株予約権救済には発行無効の訴えを置かないと理解してきた。新会社法は、この考え方を差止の基準（実体法規）として変えていない。ただ、違法性の強い新株発行不存在確認の訴えには新株予約権の発行を含ませている（会社法八二九条・三項は、手続法規と位置づけられる。）会社支配（企業買収）をめぐる紛争解決に新しいルールが生まれつつある。これらの変化は、基本法たる会社法の重大な部分であり、私の会社訴訟の構想（実体法・訴訟法総合観）の根幹をなす問題点である。

VI 新会社法は、私的紛争の解決の手続である訴訟事件の法規とそれに公権的判断が加えられる非訟事件の法規を第七編として雑則に規定し、新株発行を差止（一一〇条）たり、取締役の行為を差止（三六〇条）たりする方法の紛争解決手続は、これを訴訟や非訟とは異なる実体法規範（機関の行為規範）と位置づけている。従来、差止の規定は、取締役の責任との関係で規範化されたり、訴訟の総則規定との関係で規範化されたりしていたことに決着がついたといえる。差止とは、債務者に金銭という作為ではなく不作為を求める請求であるという意味でいえば、その救済は責任の履行と直接結びつく。しかし、紛争の終局的解決手段として存在する会社決議の取消・無効・不存在の確認という、本案訴訟（判決）と差止請求（仮処分決定）の間に何の関係もないとはいえない。従来、仮処分の本案化といった議論がおこなわれていた部分である。裁判所の対応の変化と考えるだけでは捉え切れない証券取引規制の変化、すなわち両法の関連も問題になってくる。

まったく異なる観点から、新株予約権の評価が問題となつた事件⁽²³⁾がある。外国会社の株式を日本子会社の副社長に对価として付与し、新株予約権を、会社の合併・分割・株式交換・株式移転といつたいわゆる会社の組織再編行為と

は見ず、給与として課税すると裁判所が判断した事件である。会社の組織再編の仕組は、アメリカ会社法からの影響を受け改正を繰り返したものではあるが、アメリカ税制（法人課税）はそのバススルー（一種の租税回避）を避けるため、一定の要件を充たす限り会社は、法人税の課税主体とはなりえない経緯がある。⁽²⁴⁾しかし、前注が示す変化によりアメリカでも多くの小規模企業形態がバススルーの魅力を喪失したとする理解もある。激しい競争（組織再編）を続ける大企業（公開会社）における新株予約権もコーポレイト・ガバナンスのもとに厳しい規制を受ける時代に突入した。日経新聞は、アメリカ企業IBMが社外取締役向けの新株予約権制度を年内（平成一八年一二月二三日）に廃止し、現金支給する方針を証券取引委員会に届け出たことを報道している。もともと、わが国においては役員報酬・賞与は、会社の利益処分案として株主総会決議の重大な関心事（旧商法二六九条の解釈をめぐる）であり、株主総会決議の瑕疵を争う紛争はこの種の訴訟中もっとも多いものであった。ただ、その内容が租税債務を争う争訟には、単純な私的紛争の解決方法（弁論主義）ではない公権的判断（处分権主義・非訟事件性）が加えられるべきであることともいわれ続けてきた。アメリカにおいて新株予約権につき法人税規制の緩慢が進行していた時点で、会社の利益（会社法の要請）を護るために、裁判所がおこなった判断、すなわち報酬として退職役員に支払われた対価が会社にとって浪費ではないかという議論があつた。⁽²⁵⁾争訟の複雑さを、従来の会社法規だけで判断することの限界が近づきつつあることを示すものではないかと考える。

VII 何をもって法秩序とすべきかについて、ローマ法は世界各国の法制度に多大な影響を及ぼした基本法であるといふ認識がある。他国に支配されない近代国家確立のために、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツはいわゆる憲法を頂点とする法のヒエラルキーを競って作り、わが国もこれに倣って商法典を作った。商法は、基本法の一部をなす私法の重要な部分である。上記各國は、いずれも商法をもち、訴訟制度をもつ、中には同様の規範（法律）もある。

しかし、一つとしてそれが等しくそれぞれの社会に機能を果たすことはない。アメリカの法制度に倣ったわが国の代表訴訟は、その典型であった。⁽²⁷⁾ 仮処分と似た効果を伴う、インジャняンクション制度もアメリカの裁判制度を真似たものであった。紛争は当事者双方のため紛争と直接関係のない訴訟費用（弁護士への報酬も含む）の流失を防止する意味でも早期解決が好ましいことはいうまでもない。わが国の裁判所でも訴訟の迅速処理のために、審理の前段階での争点整理に臨む工夫が実現されつつある。和解や仲裁、調停という裁判に代わる解決方法（ADR）が選択されることもあった。わが国も平成一六年三月から仲裁法が民事訴訟から独立し、この面で新しい展開を見せ始めている。アメリカにおいても、仲裁が閉鎖会社内紛争の解決だけでなく公開会社においても利用され始めたこと、さらに、わが国においても外国会社との合併の機会は増え、企業支配をめぐる紛争の可能性に仲裁の有効活用は否定できない。その際の準拠法の確認は急務であろう。また、紛争解決への仲裁条項の活用は、必ずしも新会社法とともに訪れた非公開会社の定款自治との関係でのみ現れてくるものでもない。

国家の立法に対する対応も、いわゆる近代国家の基本法だけでは抗しきれない憚ただしい時代になりつつある。政府の判断が議員を通じて立法に反映するのはやむをえない現象である。⁽²⁹⁾ だが、経済産業省・法務省が表した買収防衛策に関する方針に裁判所が、素早く反応したとの理解には戸惑いを覚える。基本法の枠は拡大するものであるという前提で、基本法とは何かということを考えることが大切であると思う。

私のささやかな留学体験ではあったが、アイゼンバーグ教授のコーポレイト・ガバナンス第一試案の解釈に遭遇した。⁽³⁰⁾ 教授は会社法に関する著作を多数ものされ、同志社大学で開催されたドイツ・コーポレイト・ガバナンス規準のシンポジウムに先立って、コーポレイト・ガバナンス・ソフト・ロー、証券取引所規則、商事法務一七八三号・平成一八年一一月を講演された。ソフト・ローの意味はさらに深く吟味する必要があると思うが、教授は先年『コモン

ローの本質』と題する著作⁽³¹⁾を発表させていた。アメリカのコーポレイト・ガバナンス論争を絶えずリードされ、会社法を市民社会の構造の中にどう位置づけるかの研究を続けておられる。近代国家の中では、裁判所の果たす役割の大きさは計り知れない市民生活への安定の所与になることを見つめ、単なる定款自治をソフト・ローという表現で示されたのではないと考える。

私の会社訴訟の研究も、その方向性について何らかの展開を示さなければならない時期が到来しつつある」とを感じる次第である。

平成一九年一月一七日稿

- (1) 池田直視、中村一彦・『株式会社支配の法的研究』(昭和三四年)を筆頭に戦前からの株式の性質論や社員権論に新たな展開を示したもの。前者は労働法を専門とする、本著は、我が国における企業統治論の先駆となるべきよう。
- (2) この発端もアメリカと無関係ではない。Berle, Means, *The Modern Corporation and Private Property*, (1932)『現代株式会社と私有財産』という表題の世界大恐慌時(一九二九年)のアメリカにおける会社の実体調査を基礎とする著書。これが国の社員権否認論から始まる株式の性質に多大の影響を与えた。
- (3) 関宇・国士館大学院法学研究科・平成一七年度修士課程学生。
- (4) 議論は、注(2)の著書の編成・経済学者と法学者の企業統計を媒介とする成果と同様、経済学者岩井克人教授等の議論への参入により、市場経済に関心を持つ学者を多く呼び込み広く一般性を帯び、株主主権論という言葉を生んでいる。岩井教授の著書『会社はこれからどうなるのか』(平成一五年)、『会社はだれのものか』(平成一七年)、平凡社は、コーポレイト・ガバナンス論争を批判する意味でのこの言葉を使っている一二二頁。株主主権論をストックホールダー・カンパニー論と呼ぶ。コーポレイトといふ言葉は使わない。
- (5) Class Action、英米の伝統的訴訟形態で信託法理に基づく間接訴訟・派生訴訟・Derivative Suitsから生まれた、多数利害関係者の利益を護るために創造された訴訟手続。

(6) クラウス・J・ホプト・翻訳＝釜田薰子大阪市立大学助教授・ドイツ・コーポレイイト・ガバナンス規準・企業統治とソフト・ロー（下）（平成一八年）商事法務一七八五号四頁以下。同氏はマックスプランク研究所長・ハンブルク大学教授で、前々年「コーポレイイト・ガバナンスの基本問題」というテーマでECC会社法の行方を示すシンポジウムを同志社大学でおこなっている。（平成一六年）商事法務一七二〇号一五頁以下。

(7) Corporate Litigationと呼ばれる。

(8) 一九二九年のウォール街市場の大恐慌以後、証券取引を規制する多くの連邦法が生まれ州法がこれを追つた。

(9) 機関化を図ろうという試みはコーポレイイト・ガバナンス試案の中にもある。拙稿・A.L.Iの代表訴訟の改革・比較法制研究（國士館）（一四号平成三年）、コーポレイイト・ガバナンス試案の終結前のいわゆる訴訟委員会の判断の固定化の議論がある。

(10) 団体というそれを構成する具体的な個々人の直接の提訴ではなく、その代表者による提訴としての意味をもつ。英米の信託法理を基礎とする。

(11) 東京高裁決、平成一七年三月二三日、判時一八九九号五六頁。

(12) 東京高裁決、平成一七年六月一五日、判時一九二〇〇号一五六頁。

(13) 拙稿・新株の不公正発行に関する訴えをめぐって・法研論集（早稲田大学大学院）創刊号・八〇頁（昭和四年）、商法二八〇条ノ三ノ二所定の公告・通知の欠缺と新株発行無効原因の関係－昭和四八年一一月一日・大阪地裁判判・金判例三九五号一二頁・國士館法学七号・一八九頁以下の判例研究（昭和五〇年）。

(14) 会社の株主ばかりでなく、ステイクホールダーの利益、例えばチッソ事件のような公害補償が絡む決算書類の承認のような争点があり、たとえ次期以降の決算が承認されても当該決議の取消請求に、訴えの利益を認める判断もあるにはある。裁判昭和五六年六月五日、判時一〇八二号九頁。勿論、公害被害者がこの訴えを提起することはできない。ここに、企業統治議論のステイクホールダー・カンパニー論の超え難い壁がある。

(15) 一般に会社法上の訴えといい、被告を会社のみとする株主総会決議取消・無効・不存在の訴え等を指す。従来、取締役解任の訴えも、被告は会社であるからこの種の訴えであるとしていたが、近時の判例は会社だけでなく、当該取締役の双方を被告とすべきものと判示（最高裁判、平成一〇年三月二七日、民集五一・二・六六一）し、裁判所の対応にも変化の兆しが

- 見られ、新会社法（八五五条）は、被告を明文化することとなつた。ドイツ・アメリカ両法制の融合を示す一例である。
- (16) 抽稿・アメリカにおける会社法改革—アイゼンバーグ教授のALI試案への関与を通じて—国士館法学二〇号（昭和六三年）及びそれ以降のアメリカ会社訴訟の判例研究。
- (17) Business Judgment Rule 経営判断原則。たとえ、会社に損害を与えてもその判断が、法令に反せず、取締役が会社から独立していく、決定課程が妥当であればその責任を免れる。
- (18) サーベンス・オクスレイ法 Pub. L. 107-204, 116 Stat. (2000)。
- (19) アメリカにおけるかかる状況下でのインシヤンクションの状況も検証されなければならないが、証券取引法の規制・制裁の効果が差止することによる実効性を上回ることが想像できるから、そのようなケースを見つけ出すには手間がかかる。私が昭和四一年、本稿注13で問題提起した新株発行差止の実効性がやっとわが国の裁判所の判断となつたのである。
- (20) これに対応する立法は、平成一七年五月、小六法の表記は平成一七年法八七、平成一八年法八六とあるから、多分これであろう。証券取引法二七条ノ二等一項三号の公開買付けに関する開示の章に『特定物売買』と位置づけられ、この規定は、その後金融商品取引法二七条ノ二第一項四号に引継がれ、かかる取引は金融商品取引業者だけができることとなつた。
- (21) 大杉謙一・ジュリスト重要判例解説平成一七年度一一四頁。
- (22) 神田秀樹、武井一浩『新しい株式制度』（平成一三年）三二頁の注五参照。
- (23) 最高裁判平成一七年一月二十五日、判時一八八六号一八頁。
- (24) 江頭憲治郎『株式会社法』（平成一八年）一〇頁注の一、一九九六年の「チェック・ザ・ボックス」規則の導入によりその要件が緩和され、税制上の区分が消滅したことにより、新株予約権の取扱はアメリカにおいても新しい状況の変化をみせている。
- (25) 今泉邦子・南山大学助教授・信託を利用した企業形態の特色・倉澤孝一郎先生古稀記念『商法の歴史と理論』（平成一七年）二二頁以下。
- (26) 抽稿・会社訴訟と取締役の利害関係—ウォルトディーズニー事件をめぐって—酒巻俊雄先生古稀記念『二一世紀の企業法制』（平成一五年）。五一頁以降、争点の判断の困難から、独立取締役が活動できる定義を採用すること等のアミカス・キュリエが付帯されブリーフがデラウェア州最高裁判所宛に提出されたことを示しておいた。判決の問題点をアイゼンバーグ教

授も、同志社大学の招聘でおこなった講演報告「アメリカ会社法における注意義務 I—IV」翻訳同志社大学助手その後専任講師松尾健一・商事法務一七二二～一六号（平成一六年）の一四号で問題の深刻性を明らかにされている。

(27) 昭和二五年商法改正以降平成五年の改正まで約四〇年間一〇数件の訴えの提起があつたのみ。代表訴訟は原告にとつて割にあわない賠償訴訟であるという評価が定着していた。

(28) さらに、積極的に定款自治（仲裁条項）により、紛争の予防を図る試みもある。拙稿・会社訴訟研究－米国における閉鎖会社内部紛争解決方法を参照して－國土館法学四号一六一頁以下（昭和四七年）では、ニューヨーク州における一九六三年新仲裁法の制定とその規定の閉鎖会社内部紛争解決に紛争仲裁条項が果たす役割について展開された学説・判例を紹介した。アメリカでの閉鎖会社における仲裁の紛争解決の有効活用が主張され始めた当時のものである。仲裁が取扱ういわゆるデッドロック紛争の中には大会社の支配に絡む問題も当然想像されると付け加えたが、その後の判例の展開は、稿を改めて論じたいと思う（Eisenberg, Corporations and Other Business Organizations, (2000) pp.477,79は三件を掲げるだけであるが、教授はノースカロライナ・ローレンビューア六七巻のシェル助教授の仲裁と企業統治という論文を評価される）。ただ、定款自治の実態は未調査であるが、わが国の法廷でサークス興行費用の仲裁契約の効力が争われた事件（最高裁判平成九年九月四日、判時一六三三号八三頁）の被上告人はニューヨーク州の会社で、上記アイゼンバーグ教授の教科書の最初に、そのリングリングサークスの支配権をめぐり会社と役員の兄弟が争った事件が掲げられている〔Ringling Bros. -Barum & Bailey Combined Shows, Inc. et al. v. Ringling, 53 A. 2d 441, 1947年（本件はデラウエア衡平法裁判所に係属した、わが国では議決権拘束契約という観点からの検証が試みられた。長浜洋一・同名の論文商事法務五六九・五七二号（昭和四六年）。同氏の論文集『株主権の法理』（昭和五五年）に収録、特に一〇四頁以下参照）〕。

(29) 政府主導の商法改正は平成五年以降代表訴訟や取締役の責任という企業統治に最も基本的な部分の立法を生んだが、独禁法の規制緩和以降は、新事業創出促進法（平成一〇年）をはじめとする多くの議院立法が出現した。

(30) 前注16参照。

(31) 一九八八年（昭和六三年）その後日本でも（平成一三年）石田裕敏姫路獨協大学助教授の翻訳で出版された。